独立行政法人自動車事故対策機構 第三期中期目標

自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然 として大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要がある。

自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障制度は、自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済を含む。)、政府の自動車損害賠償保障事業及び自動車事故対策計画に基づく事業(以下「自動車事故対策事業」という。)の3つを柱としており、自動車事故防止と車社会のセーフティネットとしての同制度の役割はますます大きく、国民生活の安全・安心に不可欠のものとなっている。

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、この自動車事故対策事業のうち、民間に委ねた場合には実施されないおそれがある自動車事故の被害者保護の増進を目的とした事業(以下「被害者援護業務」という。)、ユニバーサルサービスを確保しつつ提供される必要がある自動車運送事業者等に対する安全指導業務(指導講習及び適性診断をいう。以下同じ。)、安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント業務等を行うものである。

機構は、本中期目標にしたがって、機構が担う任務・役割を踏まえ、効率性・自律性を 維持しつつ、国の政策にあわせて業務の重点化、深度化を図るものとする。

1. 中期目標の期間

中期目標期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1)組織運営の効率化

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務 量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業 務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したこ とを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所 の合理化を図るものとする。

(2) 人材の活用

職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(3)業務の運営の効率化

①安全指導業務

安全指導業務におけるITの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

②療護施設

- ア 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、 医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、 引き続きコスト削減を図る。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を 図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収 入の確保を図る。

③交通遺児等への生活資金の貸付

- ア 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。
- イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。
- ウ このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を 行う。
 - (i)貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握
 - (ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底
 - (iii)貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化
 - (iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なもの かどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。

④業務全般

- ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。
- イ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。
- ウ 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3

月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する 評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参 考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な 情報セキュリティ対策を推進する。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進することとされていること、自動車アセスメント業務については、引き続き機構で実施することとされていること等を踏まえ、安全指導業務から被害者援護業務及び自動車アセスメント業務へ業務の重点化、深度化を図るとの考え方の下、以下の取組を進める。

(1) 安全指導業務等

① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定する。

あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、 国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の 一層の充実等を図る。

(2) 療護施設の設置・運営

機構は、自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。

- ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い 治療・看護を実施する。
- ② 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。
- ③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設(療護センター及び委託病床)の周知を徹底する。
- ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び 看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとと もに、在宅介護者等への支援を進める。

(3) 介護料の支給等

① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前 年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

(4) 交通遺児等への生活資金の貸付

交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応 自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するととも に、内容の一層の充実を図る。
- ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(7) 自動車事故対策に関する広報活動

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を 考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況に も留意した上で、厳格に行うものとする。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備に関する事項

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

(2) 人事に関する事項

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見 直すものとする。